私は政清会を代表して、陳情第２号小中学校の給食費完全無償化の実施を求める陳情について、反対の立場で討論いたします。

まず、陳情趣旨には、憲法第 26 条には、義務教育はこれを無償とすると記され、最近では、学校給食の無償化を進める自治体が全国に広がっています、とあります。

私の認識では、憲法第 26 条の規定では、子供に教育を受けさせなければならない義務を示し、子供に普通教育を受けさせるにつき、その対価である授業料を徴収しないということを定めたものであると認識しています。

現在、給食費を無償化している自治体については、子育て支援策として、限られた財源の中から、他の公共サービスや施策を削減または抑制して財源を捻出しており、どの支援策を選択したのかの違いであって、給食費無償化の議論に憲法第 26 条を持ち出し論じることは、そもそも適切ではないと考えます。

次に、政清会における、財源の視点からの考察によれば、市単独での給食費の完全無償化は適切ではないと考えます。

確かに給食費の無償化による子育て世代への恩恵は、多大なものがあります。しかし同時に、大きな財政的負担が伴います。

市の試算では、給食費を完全無償化した場合、野田市だけで、毎年約５億８千万円から６億円、日本全体で実施した場合には約５千億円のコストがかかると言われております。

無償化の継続性を考えた場合、厳しい財政状況に立たされている自治体もある中で、新たな財源を確保するには、他の教育施策や老朽化した施設改修を削減するほか、市税等の税率を引き上げるか、次の世代に新たな税負担を課したりするなど、何かしらの対策が必要となり、結果的に将来の子育て世代への負担に戻ってくる可能性が考えられます。

そもそも学校給食法第４条の規定では、義務教育諸学校設置者に対し、学校給食の提供を努力義務としており、全国の国公私立の給食実施率は、小学校で約 99％、中学校で約 90％であります。

給食があることは、当たり前ではなく、他の公共サービスと費用対効果を比較検討した結果、給食制度を実施していると認識しています。

野田市における学校給食費は、小学校で月 4,240 円、中学校で月 5,090 円です。

この学校給食費は、栄養バランスを考えられた、安全でおいしい食事が提供されていることの対価として、食材費を負担することは、応益負担の観点からも、適切であると考えます。

従来から、家庭の経済状況が厳しい児童生徒の学校給食費については、生活保護等による教育扶助や就学援助の制度を設けており、財政的支援は実施されて

おります。

　また、野田市では、学校給食における野田産米購入費の全額公費負担、第３子以降の学校給食費無償化、そして、給食費の改定に伴う、増額部分の補助など、種々実施しており、無限に湧き出る財源があるわけではなく、老朽化が進んでいる教育施設が多い野田市において、毎年約６億円の無償化コストを野田市単独で負担することは非常に厳しいと考えます。

　以上のことから、陳情第２号小中学校の給食費完全無償化の実施を求める陳情に対し、反対いたします。